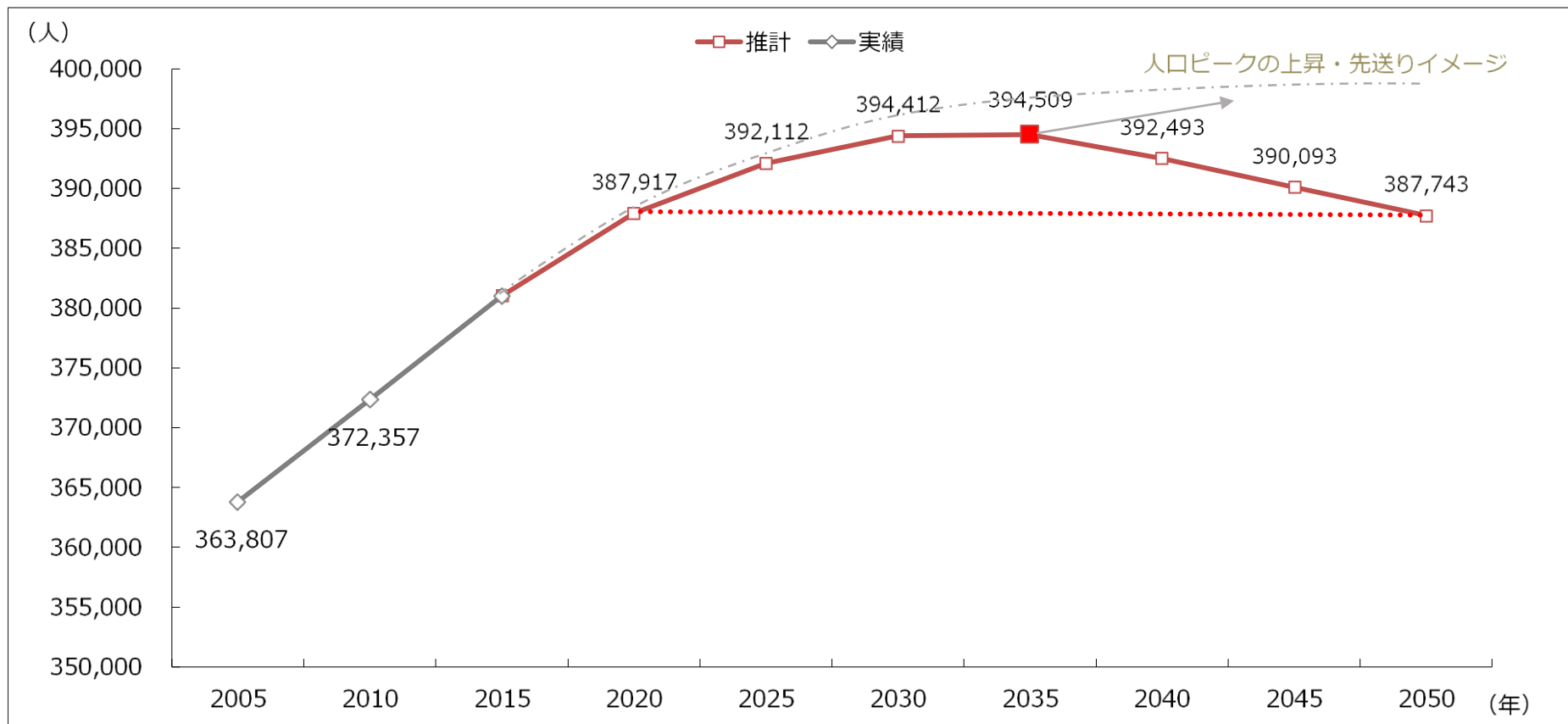


資料編

◆岡崎市の将来推計人口

当市の人口は当面増加し、2035年には約39.5万人となりピークを迎える見通しで、30年後の2050年人口（38.7万人）は、2020年人口

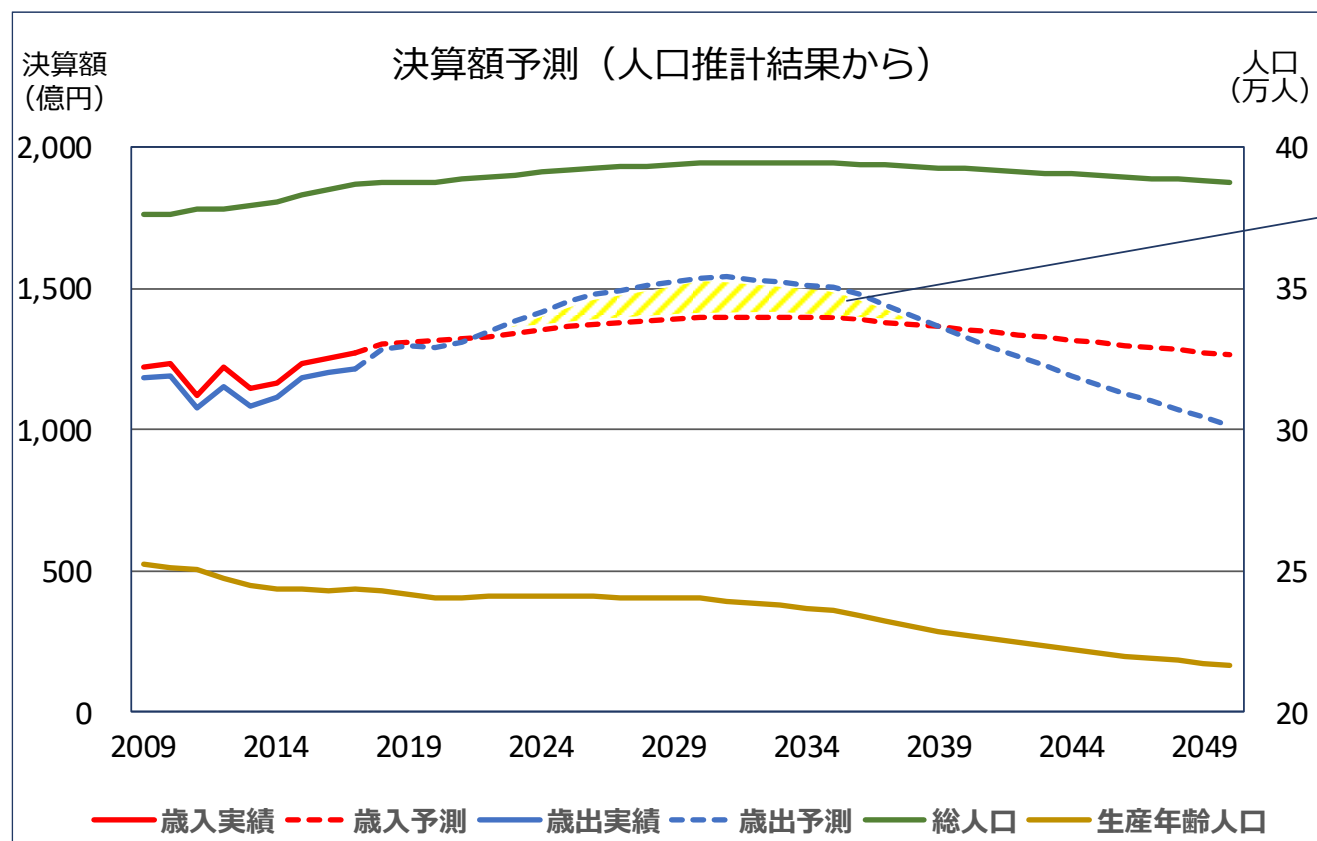
（38.7万人）と概ね同規模と推計されます。
総合計画の進捗により、人口ピークの上昇・先送りを目指します。



◆財政予測の実施

総合計画の策定にあたり、時代の潮流を踏まえた財政予測を実施しました。従来、こうした長期財政推計は、積上げ式で実施しておりましたが、精度に不安があることから、AIを用いた分析を試行しました。

AIにより、過去の歳入歳出決算額と人口推移を教師データとして、将来決算額を予測したものが下図になります。従来方式で実施したものと比較し、近似していることを確認しました。今後も先進的な技術を取り入れつつ計画策定に活かしてまいります。



◆今後、赤字決算に向かう傾向あり

◆赤字決算は、一定期間経過後に黒字決算へ

◆黄色斜線の面積に相当する基金準備が必要

AIによる予測は、年度や金額の精度を望むものではないが、概ねの傾向を把握する手法として非常に有効

◆策定経過

総合計画審議会・総合政策指針審議会の経過

項目	年月日	内容
第2回総合計画審議会	平成30年 11月7日	第7次岡崎市総合計画策定の進捗状況
第3回総合計画審議会	平成31年 2月6日	第7次岡崎市総合計画策定の進捗状況 岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
第1回総合政策指針審議会	令和元年 6月18日	第7次岡崎市総合計画について
第2回総合政策指針審議会	令和元年 8月19日	次期総合計画について 岡崎市総合戦略の評価について
第3回総合政策指針審議会	令和元年 10月29日	岡崎市総合政策指針（案）について
第4回総合政策指針審議会	令和2年 2月21日	次期総合計画について 岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

市議会における経過

項目	期間	内容
総合計画等検討特別委員会*	平成30年 9月28日	総合計画の必要性や策定根拠等について
定例会	平成31年 3月22日	総合政策指針条例を議決
総合計画等検討特別委員会*	令和元年 9月30日	総合計画策定の基本的な考え方や市民参画等について
12月定例会	令和元年 12月20日	総合政策指針を議決

*平成29年11月15日設置～令和元年11月12日廃止

次期総合計画等の策定を付議事件として調査・研究を実施

岡崎市総合政策指針審議会 委員

任期：令和2年2月21日～令和4年2月20日

役職	氏名	備考
委員	アマノ ヨシノブ 天野 吉伸	あいち三河農業協同組合 代表理事組合長
委員	イリエ ヨウコ 入江 容子	愛知大学 教授
委員	ウジハラ ヒサモト 氏原 久元	岡崎信用金庫 理事
委員	オオバヤシ イチロウ 大林 市郎	岡崎商工会議所 会頭
会長	オクノ ノブヒロ 奥野 信宏	国土審議会会長 名古屋都市センター長
委員	オガワ ヒカル 小川 光	東京大学 教授
委員	オハラ アツシ 小原 淳	岡崎市医師会 会長
委員	カミオ アキユキ 神尾 明幸	岡崎市総代会連絡協議会 会長
委員	コバヤシ マサユキ 小林 正幸	連合愛知三河中地域協議会 副代表
委員	フクオウ ケンイチ 福應 謙一	岡崎市教育委員
委員	フクワ ノブオ 福和 伸夫	名古屋大学 教授
委員	ホリコシ テツミ 堀越 哲美	岡崎大学懇話会 会長 愛知産業大学 学長

諮問書・答申書

30 企第 783 号 平成 30 年 11 月 7 日 岡崎市総合計画審議会 会長 奥 野 信 宏 様 岡崎市長 内 田 康 宏 (仮) 第 7 次岡崎市総合計画について (諮問) 本市のまちづくりの指針とするため、(仮) 第 7 次岡崎市総合計画の策定に関し、岡崎市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和元年 10 月 29 日 岡崎市長 内田 康宏 様 岡崎市総合政策指針審議会 会長 奥野 信宏 第 7 次岡崎市総合計画について (答申) 平成 30 年 11 月 7 日付け 30 企第 783 号で諮問のありました第 7 次岡崎市総合計画の策定について、本審議会ですでに 4 回にわたる会議を重ね慎重に審議を行った結果、別添の総合政策指針 (将来都市像・基本指針・ランドデザイン・分野別指針) 案につきましては、適当であるとの結論を得ましたので答申します。

市民参画

項目	期間	内容	備考
パブリックコメント	令和元年 9 月 2 日 ～10 月 2 日	・第 7 次岡崎市総合計画 総合政策指針 (案) に ついての意見公募	意見: 10 件
市民意識調査	平成 30 年 7 月 9 日 ～7 月 20 日	・居住継続意向・住みよ さ・市の取組全般の総 合評価 ・住みよいと思う理由・ 住みにくいと思う理由 等	配布数: 5,000 件 回収票数: 2,762 件 回収率: 55.2%
WEB アンケート	平成 30 年 10 月 1 日 ～10 月 8 日	・市のイメージ ・これまでのまちづくり と未来のまちづくり	回収サンプ ル数: 1,033 件
高校生 アンケート	平成 30 年 6 月 ～令和元年 11 月	・将来の自分の暮らしの イメージ ・その暮らしを実現可能 か	市内 22 校 回答数 2,426 件
意見交換	平成 30 年 8 月 ～令和元年 12 月	・将来に期待することと その理由 ・市内および周辺市町の 不動産購入の特徴・考 え方	企業 22、大 学・研究機関 5、各種団体 3
住民説明会	令和元年 1 月 18 日～ 令和元年 2 月 2 日	次期総合計画の説明	計 8 回

基本構想、基本計画の変遷

昭和44年12月9日 基本構想議決

- ・将来都市像「明るく・住みよい・豊かな町」
(期間の定めなし)

○ 岡崎市総合計画

- ・策定期期 昭和45年4月
- ・計画期間 昭和45年度～54年度

○ 岡崎市新総合計画

- ・策定期期 昭和52年4月
- ・計画期間 昭和52年度～60年度
- ・都市目標 「緑と太陽と清流の福祉文化都市」
サブタイトル「人間性豊かな市民の都市をめざして」

昭和59年3月26日 基本構想議決

- ・将来都市像 「明るく、住みよい、豊かな岡崎市」
(目標年度 昭和76年度〈平成13年度〉)

○ 第3次岡崎市総合計画

- ・策定期期 昭和59年4月
- ・計画期間 昭和59年度～65年度(平成2年度)
- ・都市目標 「豊かな自然と活力ある健康文化都市」
サブタイトル 「21世紀のまちづくり」

○ 第4次岡崎市総合計画

- ・策定期期 平成2年8月
- ・計画期間 平成3年度～13年度
- ・市政運営の基本方針 「21世紀を拓く活力と創造のまち」

平成11年12月20日 基本構想議決

- ・将来都市像 「人が輝く、活気に満ちた、美しい都市 岡崎」
(目標年度 平成32年度)

○ 第5次岡崎市総合計画(岡崎21世紀プラン)

- ・策定期期 平成12年3月
- ・計画期間 平成12年度～22年度

平成20年12月19日 基本構想議決

- ・将来都市像 「人・水・緑が輝く 活気に満ちた
美しい都市 岡崎」
(目標年度 平成32年度)

○ 第6次岡崎市総合計画(前期基本計画)

- ・策定期期 平成21年3月
- ・計画期間 平成21年度～26年度

○ 第6次岡崎市総合計画(後期基本計画)

- ・策定期期 平成27年3月
- ・計画期間 平成27年度～32年度

○岡崎市総合政策指針条例

平成 31 年 3 月 25 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の総合政策指針に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もってまちづくりの着実な推進に資することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 総合政策指針は、本市のあるべき将来像及びその実現のための政策指針を示すものであり、社会経済情勢の変化を踏まえ、長期的な視点に立って策定されなければならない。

(審議会への諮問)

第 3 条 市長は、総合政策指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第 7 条の岡崎市総合政策指針審議会に諮問をするものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、総合政策指針を策定し、又は変更しようとするときは、前条の諮問に対する答申を受けた後に、議会の議決を経なければならない。

(総合政策指針の公表)

第 5 条 市長は、総合政策指針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合政策指針との整合)

第 6 条 市の個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合政策指針との整合を図るものとする。

(審議会の設置)

第 7 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡崎市総合政策指針審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 8 条 審議会は、総合政策指針等に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第 9 条 審議会は、12 人以内の委員で組織する。

(委員)

第 10 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市の教育委員会の委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 11 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 この条例に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(岡崎市総合計画審議会条例の廃止)

2 岡崎市総合計画審議会条例(昭和 44 年岡崎市条例第 45 号)は、廃止する。

(岡崎市総合計画審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岡崎市総合計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定により任命された委員である者は、第 9 条の規定にかかわらず、第 10 条第 1 項の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、第 10 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 32 年 2 月 4 日までとする。

5 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の岡崎市総合計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により置かれた会長である者は、第 11 条第 1 項の規定により置かれた会長とみなす。